

第四次中期事業計画 (平成27年度～平成29年度)

徳島県信用保証協会は、公的機関としてガバナンスの充実強化とコンプライアンス意識の浸透を図りながら、中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化に努めることとします。さらには経営支援・再生支援、創業支援と信用保証協会が担うべき役割を十分に果たし、総合支援機関として積極的かつ能動的に金融支援と経営支援の一体的な取り組みを推進し、地域経済の活性化及び信用補完制度の健全な維持発展に資するものとし、

このため、平成27年度から平成29年度までの3か年における業務運営上の基本方針として、次の事項に取り組んでまいります。

1. 保証の推進

人口減少や少子高齢化が急速に進展する中で中小企業者数が減少していることに加え、金融緩和政策に伴い市場金利が超低水準で推移していることも相まって保証利用企業数、保証債務残高の減少傾向が続いており、今後もこうした傾向が続くことが予想されます。

このような状況を踏まえ、地域経済の活性化に向けて、信用保証理念に基づく適性保証に留意しつつ、金融機関等との連携を深め、政策保証を積極的に活用するなど保証利用の推進を図り、中小企業者からの様々な要請に親身になって迅速な対応を行い、金融の円滑化に努めます。

2. 経営支援の充実強化

「中小企業金融円滑化法」終了後も、関係機関による弾力的な金融支援や経営支援が行われてきたことにより、企業倒産は低水準にあります。返済条件の緩和を行っている企業の保証債務残高は依然として全体の2割を超え、高止まりしている状況にあります。

これら本格的な業況回復に至っていない企業に対しては、さらなる経営支援の充実強化に努め、代位弁済の抑制を図ります。

3. 回収の効率化と最大化

無担保求償権の増加、不動産市況の低迷、破産事件の増加等により回収環境が今後益々厳しさを増すことが予想されることから、より一層多様な回収方法を活用した債権管理を行い、回収の効率化・最大化に努めます。

4. 経営管理体制の充実、認知度向上、コンプライアンス態勢の強化

中小企業施策の一翼を担っている公的機関として、地域経済活性化に向けて求められている役割を十分に果たせるよう、組織体制を整備し、中小企業の様々な要望に応えるとともに、保証協会の役割や取り組み状況について広く情報発信するなど、認知度向上に向けて積極的に取り組みます。